

気多の市事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、気多の市事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、気多の市の実施に要する経費を補助することにより、まちの活性化と商工会等の育成発展、空店舗の活用など商店街の再生を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、気多の市とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う気多の市実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象事業の実施に要する経費から寄附金等の本補助金以外の収入に相当する額を減じた額に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(概算払い)

第6条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払いにより交付できるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月29日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。